

定 款

2024年6月27日改正

ミネベアミツミ株式会社

目 次

	頁
第 1 章 総 則	1
第 2 章 株 式	3
第 3 章 株 主 総 会	4
第 4 章 取締役及び取締役会	5
第 5 章 監査役及び監査役会	7
第 6 章 計 算	8

ミネベアミツミ株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、商号をミネベアミツミ株式会社とする。
英文呼称は下記の通り表示呼称する。
MINEBEA MITSUMI Inc.

(目 的)

第 2 条 本会社は、下記の業務を営むことを目的とする。

1. 下記に掲げるものの製造販売及び輸出入
 - (1) 鋼球及び球入軸受類
 - (2) 電気回転機器、制御機器及び減速機器
 - (3) 半導体素子、光学素子、電子応用機器及び精密機器
 - (4) 航空機または飛しょう体搭載用装置、部品及び材料並びに関連機器
 - (5) 電子音響機器
 - (6) 螺子製品及び関連金属製品並びに関連治工具類
 - (7) 普通鋼線、特殊鋼線及び棒鋼
 - (8) 火工品、拳銃及びその他の銃砲
 - (9) 計測機器及び各種検出機器
 - (10) 家庭用電気製品、電気機械器具、産業用機械器具、住宅用機器、通信機器、照明器具及びこれらに関連する機械器具、車輛用機器及びその周辺機器並びに理化学用機械器具
 - (11) 自動車部品
 - (12) 非鉄金属ダイキャスト製品
 - (13) 駐車装置及びその部品
 - (14) 前記各項記載の製品の製造に必要な機械、機器及び部品
2. 医療機器の製造、販売、製造販売、修理及び輸出入

3. 各種計測に関するコンサルタント業務及び電気工事の請負並びに設計監督
4. 熱処理加工及び表面処理加工
5. 板金加工及びプレス加工
6. 不動産の売買、賃貸借並びにその仲介及び管理業
7. 金銭貸付業
8. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用に関する事業及び電気の供給・販売等に関する事業
9. その他前各号に付帯関連する事業
10. 有価証券投資

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を長野県北佐久郡御代田町に置く。

(機 関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数を、10億株とする。

(単元株式数)

第7条 本会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の買増請求)

第8条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを本会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 本会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。

本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。

(基 準 日)

第11条 本会社は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記録された株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。

本会社は、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または質権者とみなすことができる。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会は、代表取締役が議長となり、代表取締役が複数あるとき、または欠員もしくは事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとる。

本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5の規定による書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使できる。

ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の定員)

第17条 本会社の取締役は12名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらない。

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長各1名を定めることができる。

(取締役の分掌)

第20条 取締役会長は、業務の大綱を総攬し、取締役副会長は取締役会長を補佐する。代表取締役は、会社を代表し、会社業務全般の執行状況を監督する。

取締役会長に事故があるときは、取締役副会長が代行する。

代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が代行する。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(取締役の報酬)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の議長及び招集)

第23条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し議長となる。代表取締役が複数あるとき、または欠員もしくは事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集し議長となる。

取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法及び決議の省略)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

ただし、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(相談役及び顧問)

第25条 取締役会は、その決議により相談役及び顧問等を選任し、かつその報酬を定めることができる。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関するその他の事項については、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第27条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の定員)

第28条 本会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役の選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。
ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関するその他の事項については、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第36条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第37条 本会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当金は支払い開始の日より満3年を経過しても受領しないときは、その配当金は本会社に帰属する。

以 上